

質問内容	回答内容
要請対象関係	
1-1 緊急事態措置における要請の詳細を教えてください。	緊急事態措置における要請については、府（知事）からの要請となります。恐れ入りますが詳細は大阪府のまん延防止等重点措置コールセンター（06-7178-1398）へお問い合わせください。 開設時間：平日9時30分から17時30分まで ※6月21日以降、緊急事態措置コールセンターは「まん延防止等重点措置コールセンター」に名称が変更されています
1-2 この市上乗せ協力金の対象となる要請の期間はいつからいつまでですか。	令和3年6月1日から令和3年6月20日までの要請期間が対象期間となります。 ※市上乗せ協力金の支給日数は、府第6期協力金の支給決定を受けた日数となりますので、ご注意ください。
市上乗せ協力金制度趣旨	
2-1 大阪市の上乗せ協力金（酒類提供飲食店への上乗せ協力金）について	緊急事態措置により、以前は行っていた11時から19時までの酒類の提供についてもとりやめるよう要請されたため、その影響が特に大きい酒類提供を主として営業する飲食店等の事業者を対象に、事業継続を支援する目的で実施するものです。
対象施設（店舗）	
3-1 上乗せされる対象について【一日当たりの売上高】	大阪府の第6期協力金の売上高方式で1日当たりの売上高が10万円を超える店舗または、売上高減少額方式で減少額が10万円を超える店舗が対象となります。第6期協力金申請の際に10万円を超える区分で申請された方は、市の上乗せ協力金も申請してください。 ただし、市上乗せ協力金については、大阪府の審査結果に基づき、支給額を決定しますので、府において1日あたりの売上高等が10万円以下であると認定された場合は上乗せ協力金は支給されません。
3-2 上乗せされる対象について【飲食部門の売上高に占める酒類の割合20%以上】提出書類	令和元年5月から令和3年4月までの任意の月の1か月について、以下が必要です。 ①売上高算定シートを記入、添付（売上台帳やレジ記録等によりご自身で計算） ・当該1か月の飲食部門の売上高及びそれに占める酒類の割合 ・当該1か月のうちの1日当たりの飲食部門の売上高に占める酒類の割合が高い上位の7日間の1日当たりの売上高及び酒類の売上高 ・売上高算定シート作成の根拠となった資料 ② 売上高算定シートに記載した上記7日間のうち、要件が確認できる任意の1日間の飲食部門の売上高及び酒類の売上高が確認できる資料 ※ 飲食の売上高、飲食に占める酒類の売上高、日付等がわかるものが必要。 例：飲食部門の売上高に占める酒類の割合が20%以上あることが確認できるレジの記録、売上台帳、レシート控え など ③メニューや業態などから、さらに根拠資料が必要であると事務局が判断した場合、売上高算定シートにおける「日額売上高」における「売上高に占める酒類の割合」の7日間計が20%未満となる場合、「月額売上高」と府第6期協力金における算定参照年の月額売上高が大きく乖離する場合など、①②の書類で不十分と判断した場合、さらに資料の提出を求める場合があります。 ※ ①～②については、市第5期上乗せ協力金を申請された事業者は提出を省略することができます。

質問内容	回答内容
<p>3-3 上乗せされる対象について【11時から19時までの酒類提供をとりやめたこと】</p>	<p>緊急事態措置以前から営業時間が11時から19時の間を含んでおり、その間で酒類を提供していたということです。緊急事態措置以前に休業していても対象となります。 (緊急事態措置期間中に新規開業した店舗は対象外)</p>
支給額	
<p>4-1 上乗せ協力金の支給額はいくらになるのか。(考え方)</p>	<p>考え方は府の第6期協力金が昨年もしくは一昨年の1日あたりの飲食部門の売上高の4割を支給する、または今年の売上高を比べた減少額の4割を支給する制度であり、市の上乗せ協力金はそれぞれ1割を上乗せし、支給するものです。(府市あわせて5割支給とする。※上限額あり)</p>
<p>4-2 上乗せ協力金の支給額はいくらになるのか。(具体の額)</p>	<p>店舗の1日当たりの売上高に応じて、協力日数1日当たり1万円から最大2万5千円を支給します。申請要項に目安額の表を掲載しています。 なお、上乗せ協力金支給額の根拠となる1日当たりの支給単価及び日数については、府第6期協力金で認められた1日当たりの売上高及び協力期間の日数を用いますので、ご自身が府協力金申請に使用した一日当たりの売上額等と必ずしも一致しない可能性がありますので、ご注意ください。</p>
算定シート、根拠資料	
<p>5-1 <再掲> 上乗せされる対象について【売上高の20%以上】提出書類</p>	<p>令和元年5月から令和3年4月までの任意の月の1か月について、以下が必要です。 ①売上高算定シートを記入、添付（売上台帳やレジ記録等によりご自身で計算） ・当該1か月の飲食部門の売上高及びそれに占める酒類の割合 ・当該1か月のうちの1日当たりの飲食部門の売上高に占める酒類の割合が高い上位の7日間の1日当たりの売上高及び酒類の売上高 ・売上高算定シート作成の根拠となった資料 ② 売上高算定シートに記載した上記7日間のうち、要件が確認できる任意の1日間の飲食部門の売上高及び酒類の売上高が確認できる資料 ※飲食の売上高、飲食に占める酒類の売上高、日付等がわかるものが必要。 例：飲食部門の売上高に占める酒類の割合が20%以上あることが確認できるレジの記録、売上台帳、レシート控え など ※ ①～②については、市第5期上乗せ協力金を申請された事業者は提出を省略することができます。</p>